

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人事業税減収見込額 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）第七条の規定による改正後の地方税法附則第九条の二及び第四十条第十項の規定の適用がなく、かつ、地方税法改正法による改正前の地方税法（以下「平成十一年改正前の地方税法」という。）（附則第九条の二の規定の適用があるものとした場合）（この場合において、同条の規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。）における各年度の法人の事業税の収入見込額から当該各年度の法人の事業税の収入見込額を控除した額をいう。</p> <p>四、七（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人事業税減収見込額 平成十一年改正後の地方税法附則第九条の二及び第四十条第十項の規定の適用がなく、かつ、地方税法改正法による改正前の地方税法（以下「平成十一年改正前の地方税法」という。）（附則第九条の二の規定の適用があるものとした場合）における各年度の法人の事業税の収入見込額から当該各年度の法人の事業税の収入見込額を控除した額をいう。</p> <p>四、七（略）</p> <p>2略</p>